

新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言 発令中

◆緊急事態措置の内容◆

1月16日(土)~2月7日(日)まで

施設利用を夜間8時(20時)とする。

※20時までに後片付けを行い退館するようにしてください。

1月14日から2月7日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が岐阜県に発令されました。市民のみなさまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いします。尚、この緊急事態措置として市内の体育施設(学校開放施設を含む)の夜間利用時間が短縮となります。何かとご迷惑をお掛けしますがご理解、ご協力をお願いします。

下呂市役所 市民活動推進課 スポーツ係

電話:0576-24-2222(内257)